

令和6年度

伊勢湾第二号灯浮標ほか2基  
交換工事(整備)

仕 様 書

第四管区海上保安本部

# 第一章 概要

## 1 総 則

本仕様書は、第四管区海上保安本部（以下「当本部」という。）が発注する「2 工事件名」について適用する。

## 2 工事件名

伊勢湾第二号灯浮標ほか2基交換工事（整備）

## 3 工事概要

本工事は、灯浮標の交換を行うもので、次の工事から構成される。

### (1) 積込資材整備（名古屋港浮標基地）

- ア 標体の整備
- イ 水中接続具等の整備、計測
- ウ 積込み荷役

### (2) 交換工事（交換標識名）

- ア 伊勢湾第二号灯浮標
- イ 伊良湖水道航路第二号灯浮標
- ウ 伊良湖水道航路第三号灯浮標

### (3) 陸揚資材整備（名古屋港浮標基地）

- ア 陸揚げ荷役
- イ 標体の整備
- ウ 水中接続具等の整備、計測
- エ 保管場所に返納

## 4 工事場所等

### (1) 標識所在地

- ア 伊勢湾第二号灯浮標  
所在地：神島灯台（三重県鳥羽市）の東南東方約 4.2km  
北緯： 34° 32′ 26″ (26.30″)、東経：137° 01′ 51″ (50.60″)
- イ 伊良湖水道航路第二号灯浮標  
所在地：伊良湖岬灯台（愛知県田原市）の南方約 2.6km  
北緯： 34° 33′ 22″ (21.80″)、東経：137° 01′ 15″ (14.70″)
- ウ 伊良湖水道航路第三号灯浮標  
所在地：神島灯台（三重県鳥羽市）の北方約 2.7km  
北緯： 34° 34′ 21″ (20.70″)、東経：136° 58′ 52″ (52.40″)

### (2) 標体等保管場所

- 名古屋港浮標基地（無人）  
愛知県名古屋市港区東築地町 28-2

(3) 標識所管部署

鳥羽海上保安部交通課（標識管理）

三重県鳥羽市鳥羽 1-2383-28

TEL 0599-25-2303

(4) 工事関係連絡先

第四管区海上保安本部交通部整備課

愛知県名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎別館 4F

TEL 052-661-1611（内線 2659）

5 工 期

契約の翌日から令和6年11月29日まで（完成検査含む）

6 官給品等及び貸与施設

本工事において、官給品等がある場合及び浮標基地の施設の貸与を受ける場合は、次のとおりとする。

(1) 官給品又は支給品

ア 官給又は支給する物品の内訳は、〔別表 1-1 官給品一覧表、別表 1-2 支給品一覧表〕による。

イ 官給品又は支給品の受領には、標識所管部署の担当官または監督職員の立合いのもと、品名、数量、品質、規格等の確認の上、官給品については、官給品受領書を監督職員に提出するものとする。

なお、官給品又は支給品の引渡については監督職員が指示するものとする。

ウ 受注者は、設置工事完了時に官給品精算書を監督職員に提出する。

エ 官給品の保管場所、保管方法及び使用状況について指示を受けた場合には、必要な措置を講ずる。

(2) 貸与施設

工事の施工にあたり、浮標基地の施設、機器を使用する際は、「貸与施設運用上の注意事項」（別紙1）に従う。また、貸与を受ける際は、事前に届け出を行う。貸与施設は、次のとおりとする。

15 t 走行ジブクレーン	1 台
自走式標体回転作業台車	2 台
ホイストクレーン 1 t	2 台

7 工事報告

工事の進捗、材料の搬入、搬出、船舶・機械の運転日、作業別人員数、気象状況等を記載した報告書の写しを原則毎週作成のうえ監督職員に提出し、本紙を完成図書に添付する。（契約日の翌日～検査終了まで）

なお、これによらない時は、監督職員と打合せを行い、指示を受ける。

## 8 検 査

給付の終了にあたっては当本部が指定する検査職員の検査を受ける。

## 9 完成図書

- (1) 工事完了後に完成図書を監督職員に提出する。
- (2) 完成図書に添付する様式は監督職員の指示による。
- (3) 完成図書に添付する工事写真は、大きさ 1,200×900 ピクセル程度から 2,000×1,500 ピクセル程度、有効画素数 100 万画素程度から 300 万画素程度の JPG 形式とし、紙面以外に電子データも提出する。
- (4) 完成図書に添付する鉄鎖及び水中接続具計測報告書は、紙面以外に「Microsoft Excel」にて読み込み可能な電子データも提出する。
- (5) 完成図書は次の書類にて構成する。
  - ア 工事概要（施工計画書）
  - イ 工事週報
  - ウ 材料証明書
  - エ 出荷証明書
  - オ 工事写真
  - カ 鉄鎖及び水中接続具計測報告書
  - キ 各種申請書（写）
  - ク マニフェスト（写）（A～E 票）
  - ケ その他

## 10 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には当本部監督職員と協議し、その指示に従う。

## 第二章 履行内容

2-1 本工事の履行内容は下記とし、作業は項目順（上から下）で実施することを標準とする。

工 種	適用箇所	
	特記仕様書	
(1)積込資材整備（名古屋港浮標基地）		
電気防食取付	3-1	防食工
	3-1-1	電気防食
電子機器・蓄電池取付	4-1	配線
	4-2	機器及び蓄電池取付
	4-4	LED浮標灯器改修
資機材等準備	3-2-1	資機材等準備
(2) 交換工事（各現場海域）		
標体運搬	3-2-2	標体の運搬
警戒船配備	3-2-3	警戒船
引揚及び設置	3-2-4	引揚及び設置
再使用機器取外・取付	3-2-6	施工状況確認等
測量	3-2-4	引揚及び設置
動作確認	3-2-6	施工状況確認等
(3)陸揚資材整備（名古屋港浮標基地）		
機器及び蓄電池取外	4-3	機器及び蓄電池取外
資材整備	3-2-5	資材整備
発生品	5-3	発生品

2-2 本仕様書に記載されていない事項や詳細については、下記仕様書等による。

仕様書名	監修等
灯浮標等設置工事共通仕様書	海上保安庁交通部整備課
灯浮標等製造・修理共通仕様書	平成27年1月15日制定
港湾工事共通仕様書	国土交通省港湾局
電気通信設備工事共通仕様書	国土交通大臣官房技術調査課

全ての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の①から④の順番のとおりとし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。

- ① 仕様書及び図面に対する質問回答書② 本仕様書③ 図面④ 上記各仕様書

## 第三章 灯浮標等設置工

### 3-1 防食工

#### 1 電気防食

(1) 電気防食板（調達）はアルミニウム電気陽極板とし、下表によるものとする。

標 識 名	形 状 寸 法	個 数
伊勢湾第二号灯浮標	150×300×50（AB-10）又は同等以上	4 個
伊良湖水道航路第二号灯浮標	150×300×50（AB-10）又は同等以上	5 個
伊良湖水道航路第三号灯浮標	150×300×50（AB-10）又は同等以上	5 個

※付属ゴムシート含む

※形状寸法の数値はナカボーテック製品を参考値として示したものであり、使用する材料は事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(2) 電気防食板は、付属のゴムシートを介しナット（標体付属）にて堅固に取付けるものとする。

### 3-2 引揚及び設置工

#### 1 資機材等準備

(1) 新たに設置する標体の資機材等準備を行うものとし、内訳は、〔別表 2-設置・引揚標識一覧表〕による。

なお、資機材等取付場所及び時期は監督職員の承諾を得る。

(2) 標示板（亜鉛鉄板 60×100 以上、取付け線 SUS304 φ 1、L=400）に標識名、品名、規格を記入したものを製作し、監督職員の指示する鉄鎖、三ツ目環、沈すいに取付ける。

#### 2 標体の運搬

施工に先立ち、標体の運搬方法は監督職員の承諾を得る。

#### 3 警戒船

交換時には、航路を通航する船舶が作業船に接近しないよう警戒船（安全監視船）により警戒し、加えて通航船や航走波の接近を作業船に随時通報する。

なお、警戒船（安全監視船）の総数及び能力は、各工事場所を所管する海上保安部署の指導に従う。

#### 4 引揚及び設置

(1) 標体引揚及び設置場所は、〔別表 2-設置・引揚標識一覧表〕による。

(2) 既設灯浮標の引揚を行ったのち新標体の設置を行うものを基本とする。

(3) 引揚については、下記手順を基本とする。

ア 標体を吊揚げ、水切り後に固縛するとともに、鉄鎖をワイヤー等による固定をしたうえ落下等に注意して分離する。

イ 分離した鉄鎖、水中接続具（三ツ目環、接環、転環）を注意して揚収する。

ウ 揚収に際しては、沈すいが海底を離れるまでは急激な力を加えないように注意し、鉄鎖の絡み等の異常を認めた場合は直ちに監督職員に連絡し、その指示に従って施工する。

(4) 測量

G P S受信機等により位置測量及び水深を確認したうえで、灯浮標の作業を行う。

(5) 設置については、下記手順を基本とする。

ア 設置図に従い、標体、鉄鎖、沈すいは、水中接続具(三ツ目環、転環、接環)を用いて接続する。

イ 鉄鎖及び水中接続具(三ツ目環、転環、接環)の接続は、監督職員の確認を受ける。

ウ 設置は、沈すいから海中に投入し、鉄鎖等が絡まないよう告示位置に碇置き、監督職員の確認を受ける。

5 資材整備

(1) 資機材等の取外しは〔別表2-設置・引揚標識一覧表〕による。

(2) 引揚げた標体及び資機材等を取外し、洗浄等の整備を行い名古屋港浮標基地に返納する。

(3) 鉄鎖、三ツ目環及び沈すいは、標示板(亜鉛鉄板 60×100 以上、取付け線 SUS304 φ 1、L=400)に標識名、品名、規格を記入し取付ける。

(4) 転環の整備

転環は水洗いし、錆打ちを行う。

(5) 接環の整備

接環は分解して水洗い後錆打ち、スプリング、プランジャー及びキーは酸洗い錆止め処理を行う。

(6) 鉄鎖、水中接続具については、以下のとおりとする。

ア 官給する鉄鎖、水中接続具の部材径の計測、設置前の状況を調査し、監督職員の指示する様式により報告する。

イ 揚収した鉄鎖、水中接続具の部材径を計測、引揚後の状況を調査し、監督職員の指示する様式により報告する。

ウ 異常等の状況が認められた場合には必ず写真に記録する。

(7) 取付ボルト、ナット類の整備

取付ボルト、ナット、電線貫通金物は、すべて分解しケレン後、酸洗い錆止め処理を行う。

(8) 各資材は監督職員の指示する保管場所に返納する。

6 施工状況確認等

(1) 再使用機器取外・取付

図示する特定小電力型監視装置(KUD-2)計3個について、引揚標体から本体、空中線及び付属配線等を取外した後、設置標体へ取付ける。

## (2) 動作確認

積込資材整備完了時・交換工事当日に下記動作確認を行い、正常に機能することを確認する。また、交換工事当日は、電工1名を乗船させ以下の動作確認を行い、結果を完成図書に添付する。

なお、陸上資材整備完了後においては、機器取外し状況及び資材整備状況を確認するものとする。

ア LED浮標灯器の点灯確認

イ 蓄電池の電圧・内部抵抗確認（電圧は単体及び組単位、内部抵抗は積込資材整備時のみ）

ウ 太陽電池モジュールの発電状況

エ 特定小電力型監視装置（保安部と対向試験を行い正常に通信できることを確認する）

オ その他監督職員が指示する項目の確認

## 第四章 電気通信工

### 4-1 配線

- (1) 配線の内訳は、図 3/11～6/11 に示す機器間配線図による。
- (2) 機器及び端子間の接続は、全てコネクタ接続又は圧着端子接続とし、裸線の直接接続や線間での継ぎ足し接続は行わない。
- (3) 太陽電池モジュール付属線と引下電線との接続は、圧着直線スリーブにより接続し、自己融着テープ及びビニルテープにより防水処理を行う。
- (4) 蓄電池接続線は、圧着端子と電線の接続部を、熱収縮チューブ（硬質、40mm）にて覆う。
- (5) 電線の各部固定は、結束バンド（耐用年数6年以上、耐候性・耐塩害性を有するものを使用）により500mm間隔を標準とし、体裁よく確実に行う。
- (6) 電線は、白（+）プラス、黒（-）マイナスを標準とする。

### 4-2 機器及び蓄電池取付

灯浮標の設置に伴う機器及び蓄電池取付の内訳は、〔別表2-設置・引揚標識一覧表〕による。

### 4-3 機器及び蓄電池取外

機器及び蓄電池取外の内訳は、〔別表2-設置・引揚標識一覧表〕による。引揚げた灯浮標から機器及び蓄電池を取外し、〔別表3-撤去品一覧表〕の返納場所に返納する。

なお、返納については、事前に標識所管部署の担当官または監督職員に連絡し調整する。

### 4-4 LED浮標灯器改修

官給したLED浮標灯器に支給する制御装置、機器組立、PD、灯火監視ユニットを交換・取付ける。詳細は別紙2による。

（LED浮標灯器製造業者参考）

日本光機工業株式会社：〒236-0004 横浜市金沢区福浦 2-7-18

TEL045-350-7231

## 第五章 その他

### 5-1 施工時期及び施工時間

施工時間は日出から日没までとし、灯火等の点灯時刻までに作業を完了するよう工程を組むものとする。なお、工期は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。ただし、必要があり実施する場合は、事前に監督職員の承諾を得る。

工事に伴い灯浮標の仕様変更が生じる標識については、変更が生じる日時等の予定を事前に監督職員に連絡し、監督職員の立ち会いのもと施工を行う。

### 5-2 工事实績情報(工事实績データ)の作成・登録

工事費(契約価格)が、500万円以上の場合、請負者は、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請をしなければならない。また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出する。

### 5-3 発生品

標体の陸揚げに伴う発生品の内訳は、〔別表3-撤去品一覧表〕による。

### 5-4 工程管理

名古屋港浮標基地の作業については、他工事等と密接な関係があることにより、工事工程及び施工方法については、監督職員と緊密に協議し、その指示に従わなければならない。

### 5-5 監理技術者等の専任を要しない期間について

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

### 5-6 異常気象への対応

受注者は、施工途中における安全確保のため、異常現象等に対して次に示すことなどの必要な措置を講じ、措置を監督職員に報告しなければならない。

- (1) 天災等に対しては、天気予報等に注意を払い、必要な防災体制を確立しておかななければならない。
- (2) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に避難させなければならない。
- (3) 異常個所の点検及び原因の調査等は、災害防止のための措置を行った後、安全に十分注意して行わなければならない。

(4) 当本部が運用している海の情報提供サービスでは、津波、気象及び海上の各警報等について、携帯電話等による迅速な入手が可能である。

以下の QR コード又はアドレスを登録のうえ、安全対策のツールとして活用できる。

(参考)



海の安全情報（スマートフォン用）

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html>



海の安全情報（携帯電話用）

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/index.html>



緊急情報配信サービス（メール配信登録）

<https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/broadband.html>

## 貸与施設運用上の注意事項

## 1 適用範囲

本件施工にあたって、浮標基地の貸与施設を使用するときは、この注意事項に従って、安全に作業を実施すること。

## 2 関係法令等の遵守

貸与施設を使用するときは、特に下記関係法令を遵守し労働災害防止に努めなければならない。

- イ. 労働安全衛生法 (昭和 47. 6. 8 法律第 57 号)
- ロ. 労働安全衛生法施行令 (昭和 47. 8.19 政令第 318 号)
- ハ. 労働安全衛生規則 (昭和 47. 9.30 省令第 32 号)
- ニ. クレーン等安全規則 (昭和 47. 9.30 省令第 34 号)
- ホ. 浮標基地安全作業心得

## 3 有資格者

15 t 走行ジブクレーンを運転する者、玉掛け作業を行う者は、関係法令に定める有資格者とし、始業前に免許証等を監督職員に提示して確認を受けること。

## 4 慣熟運転

貸与施設を運転する者は、各施設の取扱説明書によりその性能について確認するほか、運転技能を慣熟しておくこと。

また、クレーン作業については運転手 1 名、玉掛及び合図者 1 名、振れ止め者 1 名以上の組作業とすること。

## 5 使用手続・報告等

クレーンを運転する場合は、浮標基地所定の申込書により使用許可を受けること。

受注者の現場責任者と運転者の両者立会いの上、規定の点検を行い異常のないことを確認後使用すること。また終了時点検等の結果を使用申込書に記入の上報告し、運転日誌を記入すること。

## 6 浮標基地

- (1) 浮標基地に立ち入るとき、あるいは退出するときは、必ず監督職員に届ける。
- (2) 標体は密閉性が高く、設置が不安定な状態で固定されているので、換気及び感電防止の対策を十分に施し、可動部の回転や脱落等による人身事故に十分に注意して施工する。(作業は必ず 2 人以上の組作業とする。)

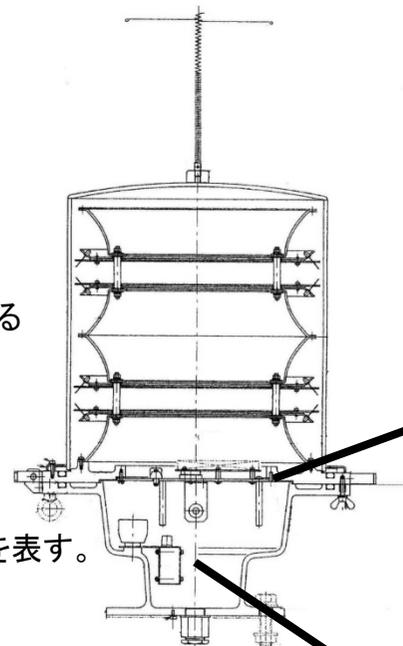
# ●LED浮標灯器改修

- ① 取付ネジ(+) 4本を外す。
- ② 光学系ユニット・端子板の接続線を外す。
- ③ 制御装置・機器組立・PDを交換する。
- ④ 光学系ユニット・端子板に配線する。
- ⑤ 取付ネジ(+) 4本にて固定する。
- ⑥ 取り外した制御装置・機器組立は職員に返納する。
- ⑦ 端子台(TB1)の取付ネジを利用し灯火監視ユニットを取付ける

なお、電線・取付ネジは再使用とする。

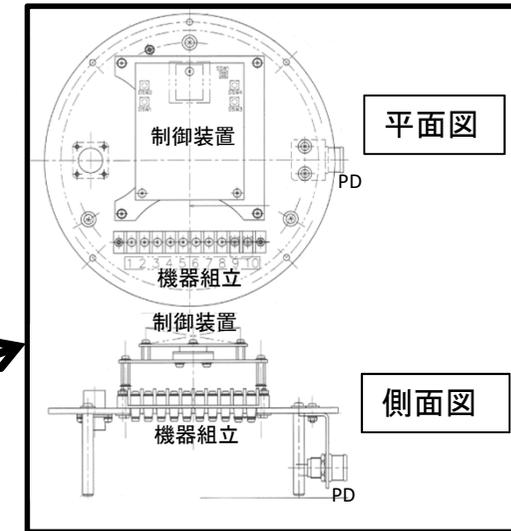
### ※注意事項

- ・本改修は図示の標識に適用する。
- ・「制御装置・機器組立・灯火監視ユニット・PD」は、部品名を表す。

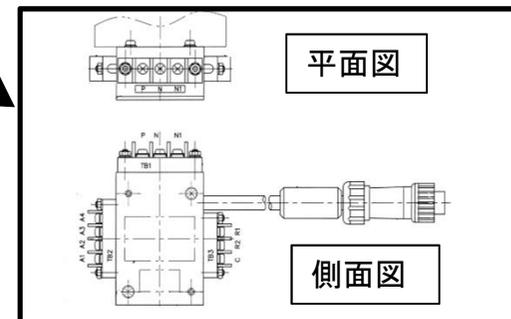


LED浮標灯器

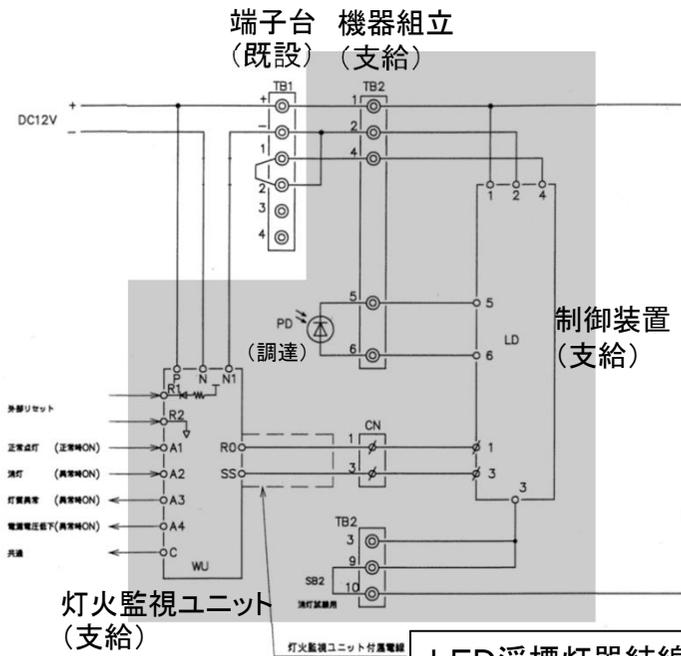
別紙2



制御装置・機器組立・PD



灯火監視ユニット



LED浮標灯器結線図

### ※改修対象標識(2基)

- ・伊勢湾第二号灯浮標 (IV型(白)、H16年 8月製) Mo(A)8s 製造番号:1673
- ・伊良湖水道航路第三号灯浮標 (III型(緑)、R 2年 3月製) FL(2)6s 製造番号:2521

# 官給品一覧表

別表 1-1

品目	規格	単位	数量	伊勢湾第二号灯浮標	伊良湖水道航路第二号灯浮標	伊良湖水道航路第三号灯浮標	官給場所
標体(L-3)		基(番号)	3	1 (45015)	1 (35035)	1 (45019)	名古屋港浮標基地
鉄鎖(38mm)	各標識:25m×3 5m×1	m	240.0	80	80	80	〃
水中接続具	三ツ目環32mm	房	3	1	1	1	〃
水中接続具	転環38mm	個	3	1	1	1	〃
水中接続具	接環38mm	個	27	9	9	9	〃
沈すい	FC 10t	個	2	1	1	—	〃
沈すい	FC 4t	個	1	—	1	—	〃
沈すい	SB 10t	個	1	—	—	1	〃
沈すい	SB 4t	個	2	1	—	1	〃
頭標	円錐I型	個	1	—	1	—	〃
頭標	円筒I型	個	1	—	—	1	〃
頭標	球I型	個	1	1	—	—	〃
頭標支持金具I型		個	3	1	1	1	〃
レーダーレフレクター	6コーナー一体型	個	3	1	1	1	〃
太陽電池モジュール	50W	面	5	5	—	—	〃
太陽電池モジュール	20W	面	6	—	3	3	〃
灯浮標ソーラーシステム制御器	標準型	個	2	—	1	1	〃
灯浮標ソーラーシステム制御器	12V300W型	個	1	1	—	—	〃
灯浮標ソーラーシステム端子箱	12V 3A	個	2	—	1	1	〃
灯浮標ソーラーシステム端子箱	12V 5A	個	2	2	—	—	〃
蓄電池	MSE150	個	18	6	6	6	〃
GPS型同期点減制御装置		個	2	—	1	1	〃
マーキング装置		個	18	6	6	6	鳥羽海上保安部
LED浮標灯器	IV型 白	個	1	1	—	—	〃
LED浮標灯器	III型 緑	個	1	—	—	1	〃
LED浮標灯器	III型 赤	個	1	—	1	—	名古屋港浮標基地

官給品引渡場所

名古屋港浮標基地

愛知県名古屋市港区東築地町28番の2

鳥羽海上保安部交通課

三重県鳥羽市鳥羽1-2383-28 鳥羽運輸総合庁舎 TEL0599-25-2303

※官給の時期は、監督職員により指示される。

# 支給品一覧表

別表 1-2

品目	規格	単位	数量	伊勢湾第二号灯浮標	伊良湖水道航路第二号灯浮標	伊良湖水道航路第三号灯浮標	支給場所
中心筒閉塞板		個	3	1	1	1	名古屋港浮標基地
LED浮標灯器改修用機器	制御装置、機器組立、PD、灯火監視ユニット	式	2	1	—	1	〃
ピラミッド型鳥よけ金物	50W用	個	5	5	—	—	〃
ピラミッド型鳥よけ金物	20W用	個	6	—	3	3	〃
灯浮標用気象観測装置		式	1	1	—	—	鳥羽海上保安部
マーキング装置取付台		個	18	6	6	6	名古屋港浮標基地

支給品引渡場所

名古屋港浮標基地

愛知県名古屋市港区東築地町28番の2

鳥羽海上保安部交通課

三重県鳥羽市鳥羽1-2383-28 鳥羽運輸総合庁舎 TEL0599-25-2303

設置・引揚標識一覧表

工事件名：伊勢湾第二号灯浮標ほか2基交換工事（整備）

標識名	位置・灯質	塗色	作業区分	型式 (標体番号)	鉄鎖	水中接続具			沈すい	頭標 同取付金具	レーダー レフレクター	樹脂製鳥よけ	ピラミッド型 鳥除金物	中心筒 閉塞板	LED浮標 灯器	灯浮標用ソーラーシステム					GPS型 同期点滅 制御装置	マーキング装置		灯浮標用 気象観測装置 (CWV-1)	特定小電力型 監視装置	光ファイバ文字表示装置		電気 防食板	水深 (m)	潮流 (kt)	海底 底質	参考 海図 番号	備 考
						三ツ目環	転環	接環								太陽電池 モジュール	太陽電池 取付架台	制御器	端子箱	蓄電池		本体	取付台			制御装置	文字表示板						
伊勢湾第二号灯浮標	北緯： 34° 32' 26" (26.30") 東経： 137° 01' 51" (50.60") (WGS-84)	赤 白 縦 縞	設置 引揚	L-3 (45015)	38mm 80.0m	32mm 1房	38mm 1個	38mm 9個	FC 10t×1個 SB 4t×1個	球 I 型 1個	コーナ ー体型 (SR- 6)	頭標取付金具 3箇所	太陽電池 モジュール50W 5面	1個	IV型白 1個	50W 5面	5個	1個	2個	MSE150 6個	-	6個	6個	1式	1個 (再使用) (KUD-2)	-	-	AB-10又は 同等品(4個)	49.0	1.7	砂	No.1053	
	モールス符号白光 毎8秒にA			L-3 (45012)	38mm 80.0m	32mm 1房	38mm 1個	38mm 9個	SB 10t×1個 SB 4t×1個	球 I 型 1個	コーナ ー体型 (SR- 6)	頭標取付金具 3箇所	太陽電池 モジュール50W 5面	1個	IV型白 1個	50W 5面	5個	1個	2個	MSE300 6個	-	6個	6個	1式	1個 (KUD-2)	1個	3面	-					
伊良湖水道航路第二号灯浮標	北緯： 34° 33' 22" (21.80") 東経： 137° 01' 15" (14.70") (WGS-84)	赤	設置 引揚	L-3 (35035)	38mm 80.0m	32mm 1房	38mm 1個	38mm 9個	FC 10t×1個 FC 4t×1個	円錐 I 型 1個	コーナ ー体型 (SR- 6)	頭標取付金具 3箇所	太陽電池 モジュール20W 5面	1個	Ⅲ型赤 1個	20W 3面	3個	1個	1個	MSE150 6個	1個	6個	6個	-	1個 (再使用) (KUD-2)	-	-	AB-10又は 同等品(5個)	42.5	2.7	砂泥	No.1053	
	群閃赤光 毎6秒に2閃光			L-3 (45014)	38mm 80.0m	32mm 1房	38mm 1個	38mm 9個	FC 10t×1個 FC 4t×1個	円錐 I 型 1個	コーナ ー体型 (SR- 6)	頭標取付金具 3箇所	太陽電池 モジュール20W 5面	1個	Ⅲ型赤 1個	20W 5面	5個	1個	2個	MSE300 6個	1個	6個	6個	-	1個 (KUD-2)	1個	3面	-					
伊良湖水道航路第三号灯浮標	北緯： 34° 34' 21" (20.70") 東経： 136° 58' 52" (52.40") (WGS-84)	緑	設置 引揚	L-3 (45019)	38mm 80.0m	32mm 1房	38mm 1個	38mm 9個	SB 10t×1個 SB 4t×1個	円筒 I 型 1個	コーナ ー体型 (SR- 6)	頭標用1個 頭標取付金具 3箇所	太陽電池 モジュール20W 3面	1個	Ⅲ型緑 1個	20W 3面	3個	1個	1個	MSE150 6個	1個	6個	6個	-	1個 (再使用) (KUD-2)	-	-	AB-10又は 同等品(5個)	54.0	2.7	岩	No.1053	
	群閃緑光 毎6秒に2閃光			L-3 (45016)	38mm 80.0m	32mm 1房	38mm 1個	38mm 9個	FC 10t×1個 SB 4t×1個	円筒 I 型 1個	コーナ ー体型 (SR- 6)	頭標用1個 頭標取付金具 3箇所	太陽電池 モジュール20W 4面	1個	Ⅲ型緑 1個	20W 4面	4個	1個	1個	MSE150 6個	1個	6個	6個	-	1個 (KUD-2)	1個	3面	-					

- 鉄鎖、水中接続具、沈すい（官給）  
図番「3/11、5/11、6/11」に従い、設置する標体に取付ける。
- 頭標（官給）  
頭標および頭標取付金具をナット(SUS304 M24, M27, SW, SN)(付属)と割ピン(調達：8本)を使用して組み立て、  
標体檣部踊り場の頭標取付座に固定する。
- 樹脂製鳥よけ（調達）  
樹脂製鳥よけ材は、ハードマットL600×W78×H147又は同等以上とし、所要長さは図面より算出する。  
樹脂製鳥よけ材は、ステンレス針金等にて取付ける。
- ピラミッド型鳥よけ金物（支給）  
ピラミッド鳥よけ金物を太陽電池モジュール各箇所に鍋セムス（SUS304 M4ビス：付属）にて取付ける。
- LED浮標灯器（官給）  
LED浮標灯器を灯ろう取付台にボルト・ナット（SUS304 M16×50, W, W, SW, N）（調達：4組、支給：3組）を使用して堅固に取付ける。  
電線貫通金物は、内部のゴムブッシュを交換する。配線しない電線貫通金物には閉塞板・栓を取付ける。
- 太陽電池モジュール（官給）  
太陽電池モジュール（太陽電池取付台付属）をボルト・ナット（20W用：SUS304 M8×30, W, SW, WN）（調達：4組）を使用して、標体檣部  
踊り場の太陽電池取付台座に取付ける。
- レーダーレフレクタ（官給）  
ボルト・ナット（SUS304 M20×120, W, WN）（調達：4組）によりの檣部所定の位置に取付ける。
- 中心筒閉塞板（支給）  
付属のボルト・ナット（SUS304 M16×35, W, SW, WN）（支給）により浮体部中心筒に取付ける。

- 灯浮標ソーラーシステム制御器（官給）  
制御器を浮体内部の制御器取付座（既設）にボルト・ナット（SUS304 M8×30, W, SW, SN）（調達：4組）を使用して取付ける。  
ケーブルグラウンドは、中のゴムブッシュの交換又は閉塞板・栓の取付を行う。
- 灯浮標ソーラーシステム端子箱（官給）  
端子箱を浮体内部の端子箱取付座（既設）にボルト・ナット（SUS304 M8×30, W, SW, SN）（調達：4組×2個）を使用して取付ける。  
ケーブルグラウンドは、中のゴムブッシュの交換又は閉塞板・栓の取付を行う。
- 蓄電池（官給）  
①蓄電池を浮体内部の既設電池缶内に底板（ゴム）を介し1個ずつ収納し、電池押さえ蓋の高さを調整して堅固に固定する。  
②蓄電池は、補充電を行い電圧を確認した後、浮体内部に機器間配線図に従い、直列又は並列で接続で接続する。  
③使用しない電池缶は、取手を結束バンド（調達）により固縛する。
- 同期点滅制御装置（官給）  
同期点滅制御装置は、標体檣部踊り場の取付座（既設）に支給品のボルト・ナット（SUS304, M10×25, W, SW）により堅固に取付ける。
- 特定小電力型監視装置  
特定小電力型監視装置（KUD-2）は再使用するため、引揚標体から取外す際は、損傷させないように注意して作業する。  
設置標体への取付・配線は図番「3/11、5/11、6/11」に従い、ボルト・ナット類はすべて再使用とする。
- マーキング装置（官給）  
マーキング装置は、あらかじめ取付台を防護枠又は取付柱に固定し、取付台に差し込み固定する。  
取付台に差し込み固定後、マーキング装置本体と取付台を、結束バンド（耐用6年以上）により固縛する。
- マーキング装置取付台（支給）  
付属のボルトナット（SUS304 M8×40, W, SW, SN）により檣部踊り場防護枠の取付座又はマーキング取付柱に取付を行う。
- 灯浮標用気象観測装置（支給）  
制御盤は、ボルトナット（SUS304 M12×30, W, SW, SN）（調達：4組）を使用して標体内部の取付座へ取付ける。  
各センサ、アンテナは、図番「4/11」により、支柱（調達：L=1,600 3本）等に付属金物を用いて取付ける。  
制御盤内配線は図番「11/11」により行う。

部材名	下地処理	塗装	塗装回数	塗装面積	塗色	数量	膜厚	備考（標識名）
中心筒閉塞板	第4種ケレン	アクリル樹脂系塗料	1回	0.47㎡/枚	赤白	1個	膜厚はメーカー仕様による	伊勢湾第二号灯浮標
					赤	1個		伊良湖水道航路第二号灯浮標
					緑	1個		伊良湖水道航路第三号灯浮標
レーダーレフレクタ	第4種ケレン	アクリル樹脂系塗料	1回	2.3㎡/個	赤白	1個	膜厚はメーカー仕様による	伊勢湾第二号灯浮標
					赤	1個		伊良湖水道航路第二号灯浮標
					緑	1個		伊良湖水道航路第三号灯浮標
マーキング装置取付台	第4種ケレン	アクリル樹脂系塗料	1回	0.1㎡/個	白	6個	膜厚はメーカー仕様による	伊勢湾第二号灯浮標
						6個		伊良湖水道航路第二号灯浮標
						6個		伊良湖水道航路第三号灯浮標

（2024年塗料用標準色見本帳P版（社団法人 日本塗料工業会））

塗装のマンセル値及び塗料用標準色見本帳は、下表のとおりとする。

色	マンセル値	塗料標準色見本帳
白	N9.5	PN-95
緑	5 G 4/8	P45-40P
赤	7.5 R 4/14	P07-40X

# 撤去品一覽表

別表3

品 目	規 格	単位	数量	伊勢湾第二号灯浮標	伊良湖水道航路第二号灯浮標	伊良湖水道航路第三号灯浮標	返納場所
標体(L-3)		基(番号)	3	1 (45012)	1 (45014)	1 (45016)	名古屋港浮標基地
鉄鎖(38mm)	各標識:25m×3 5m×1	m	240.0	80	80	80	〃
水中接続具	三ツ目環32mm	房	3	1	1	1	〃
水中接続具	転環38mm	個	3	1	1	1	〃
水中接続具	接環38mm	個	27	9	9	9	〃
沈すい	FC 10t	個	2	—	1	1	〃
沈すい	FC 4t	個	1	—	1	—	〃
沈すい	SB 10t	個	1	1	—	—	〃
沈すい	SB 4t	個	2	1	—	1	〃
頭標	円錐 I 型	個	1	—	1	—	〃
頭標	円筒 I 型	個	1	—	—	1	〃
頭標	球 I 型	個	1	1	—	—	〃
頭標支持金具 I 型		個	3	1	1	1	〃
レーダーレフレクター	コーナー型	個	8	8	—	—	〃
レーダーレフレクター	6コーナー一体型	個	2	—	1	1	〃
太陽電池モジュール	50W	面	5	5	—	—	〃
太陽電池モジュール	20W	面	9	—	5	4	〃
灯浮標ソーラーシステム制御器	標準型	個	2	—	1	1	〃
灯浮標ソーラーシステム制御器	12V300W型	個	1	1	—	—	〃
灯浮標ソーラーシステム端子箱	12V 3A	個	3	—	2	1	〃
灯浮標ソーラーシステム端子箱	12V 5A	個	2	2	—	—	〃
蓄電池	MSE300	個	12	6	6	—	〃
蓄電池	MSE150	個	6	—	—	6	〃
GPS型同期点減制御装置		個	2	—	1	1	〃
光ファイバ文字表示装置	文字表示板	個	9	3	3	3	〃
光ファイバ文字表示装置	制御装置	個	3	1	1	1	〃
マーキング装置		個	18	6	6	6	鳥羽海上保安部
灯浮標用気象観測装置		式	1	1	—	—	〃
LED浮標灯器	IV型 白	個	1	1	—	—	名古屋港浮標基地
LED浮標灯器	Ⅲ型 赤	個	1	—	1	—	〃
LED浮標灯器	Ⅲ型 緑	個	1	—	—	1	〃

撤去品返納場所

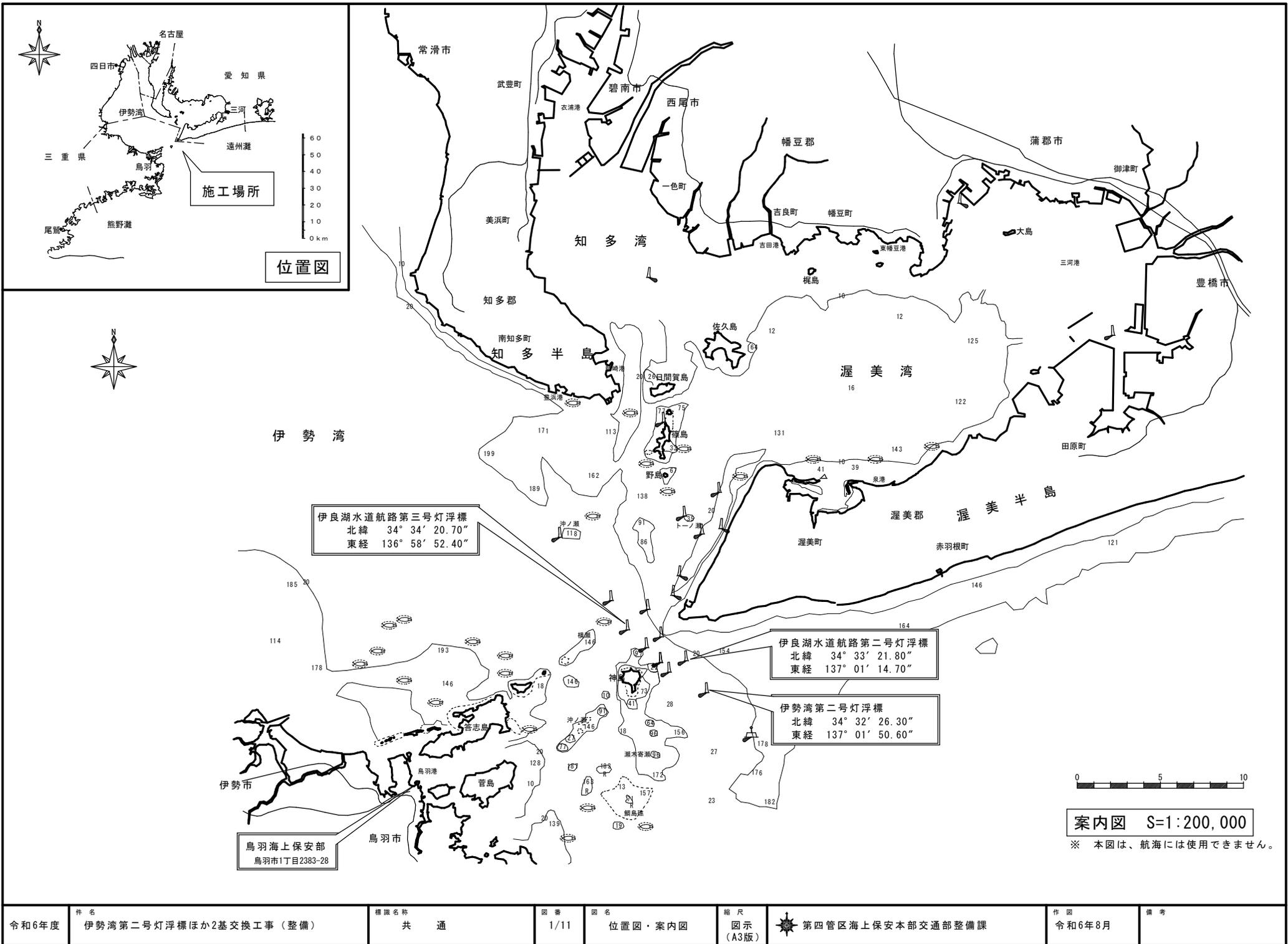
名古屋港浮標基地

鳥羽海上保安部交通課

愛知県名古屋市港区東築地町28番の2

三重県鳥羽市鳥羽1-2383-28 鳥羽運輸総合庁舎

TEL0599-25-2303



位置図

伊良湖水道航路第三号灯浮標  
 北緯 34° 34' 20.70"  
 東経 136° 58' 52.40"

伊良湖水道航路第二号灯浮標  
 北緯 34° 33' 21.80"  
 東経 137° 01' 14.70"

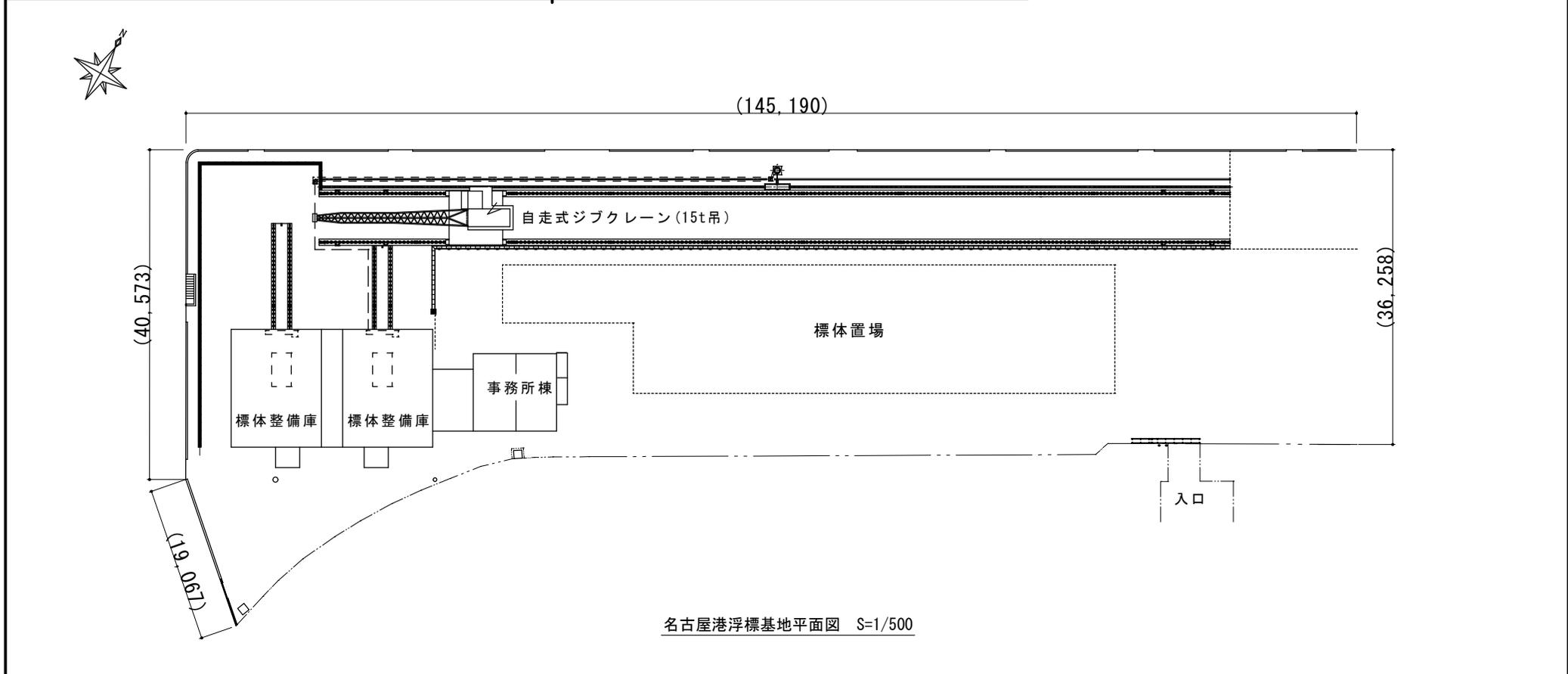
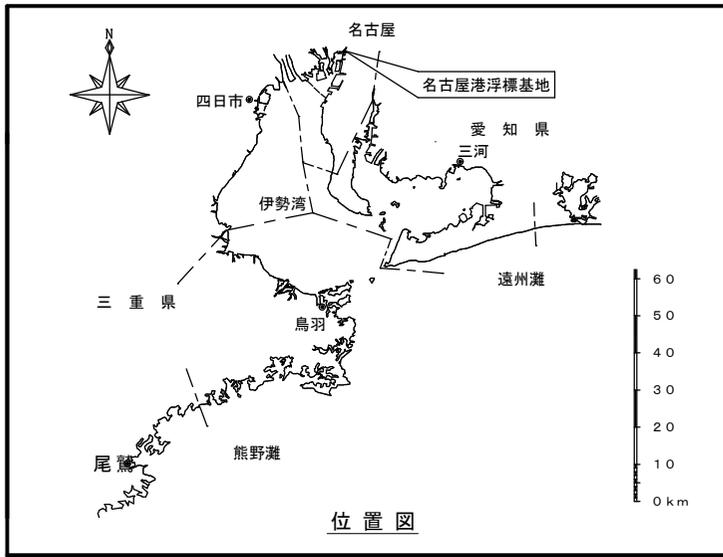
伊勢湾第二号灯浮標  
 北緯 34° 32' 26.30"  
 東経 137° 01' 50.60"

鳥羽海上保安部  
 鳥羽市1丁目2383-28

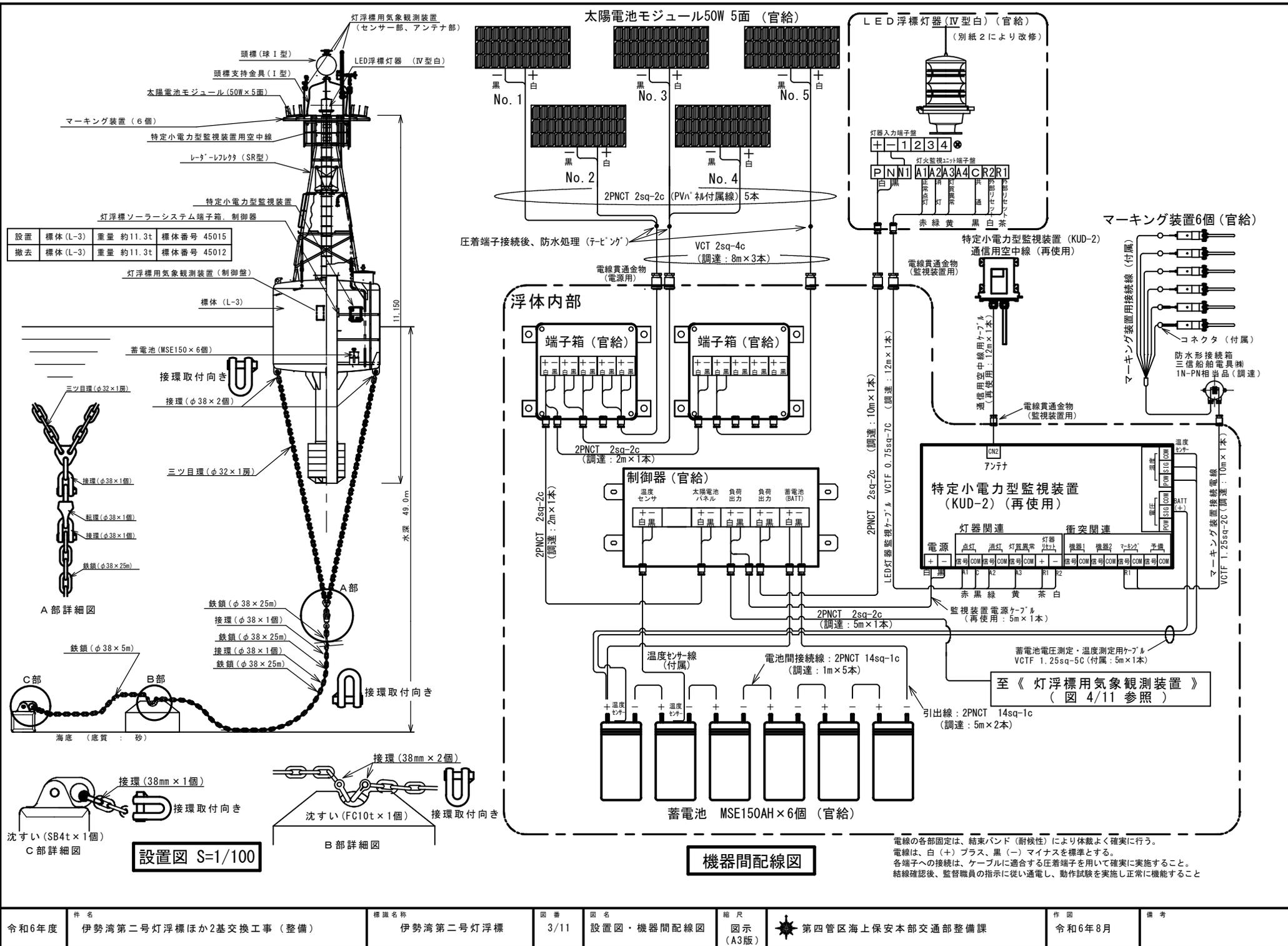
案内図 S=1:200,000

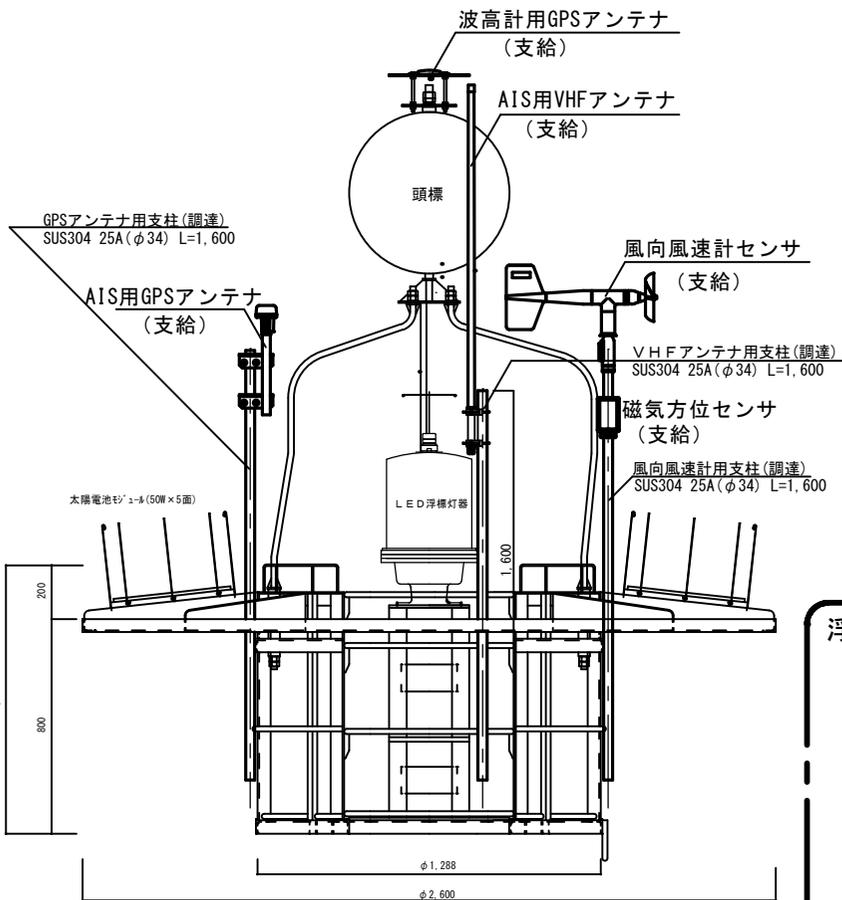
※ 本図は、航海には使用できません。

令和6年度	件名 伊勢湾第二号灯浮標ほか2基交換工事（整備）	標識名称 共通	図番 1/11	図名 位置図・案内図	縮尺 図示 (A3版)	 第四管区海上保安本部交通部整備課	作成 令和6年8月	備考
-------	-----------------------------	------------	------------	---------------	-------------------	--	--------------	----



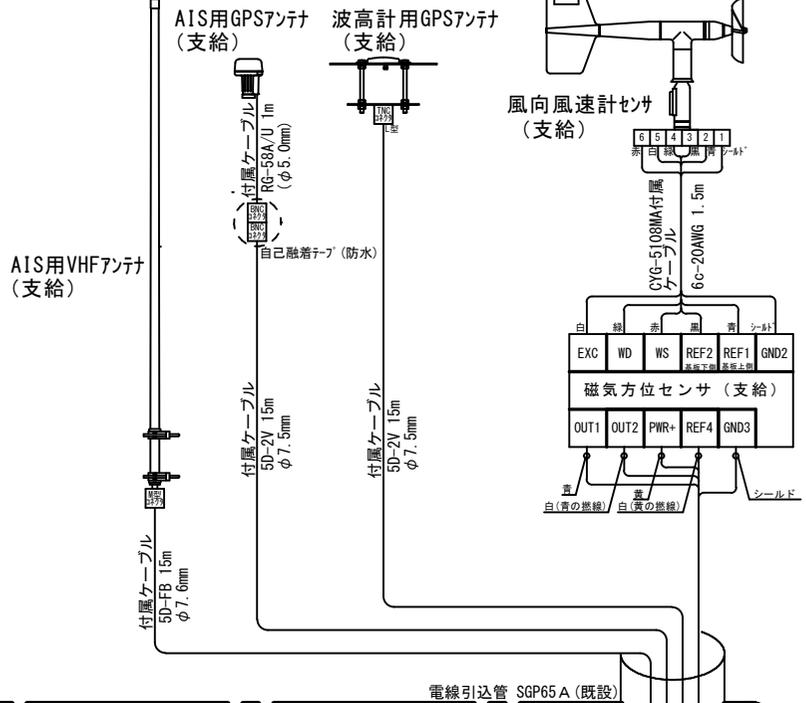
令和6年度	伊勢湾第二号灯浮標ほか2基交換工事(整備)	標識名称 共通	図番 2/10	図名 名古屋港浮標基地 (位置図、案内図、平面図)	縮尺 図示 (A3版)	第四管区海上保安本部交通部整備課	作図 令和6年8月	備考
-------	-----------------------	------------	------------	---------------------------------	-------------------	------------------	--------------	----



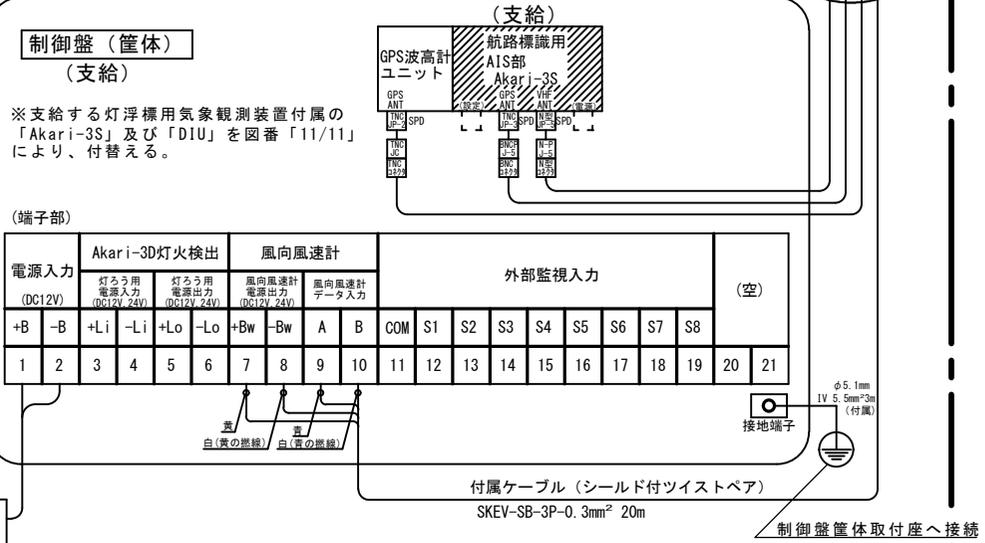


踊場機器設置立面図 S=1/20

※取付詳細は、図番「10/11 機器取付図4」による。



浮体内部



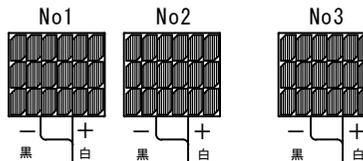
(端子部)

電源入力 (DC12V)		Akari-3S灯火検出				風向風速計				外部監視入力								(空)		
+B	-B	+Li	-Li	+Lo	-Lo	+Bw	-Bw	A	B	COM	S1	S2	S3	S4	S5	S6	S7	S8		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21

至《制御器》  
(図3/11参照)

機器間配線図  
灯浮標用気象観測装置 (CWV-1)

太陽電池モジュール20W 3面 (官給)



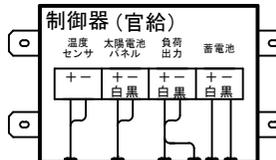
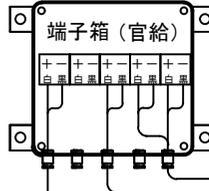
2PNC2 2sq-2c (PV用) 3本  
 圧着端子接続後、防水処理 (テープング)

VCT 2sq-4c (調達: 8m×2本)

電線貫通金物 (電源用)

電線貫通金物

浮体内部

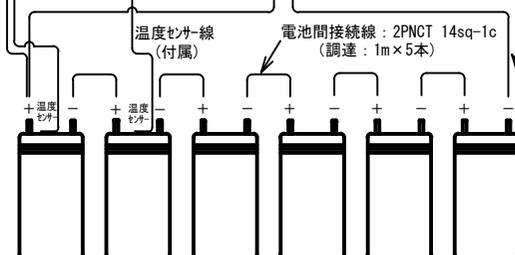


2PNC2 2sq-2c (調達: 2m×1本)

LED灯器監視ケーブル (調達: 12m×1本)

VCTF 0.75sq-7C (調達: 12m×1本)

監視装置電源ケーブル (再使用: 5m×1本)



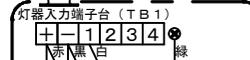
蓄電池 MSE150AH×6個 (官給)

機器間配線図

電線の各部固定は、結束バンド (耐候性) により体裁よく確実にを行う。  
 電線は、白 (+) プラス、黒 (-) マイナスを標準とする。  
 各端子への接続は、ケーブルに適合する圧着端子を用いて確実に実施すること。  
 結線確認後、監督職員の指示に従い通電し、動作試験を実施し正常に機能することを確認すること。

GPS型同期点滅制御装置 (官給)

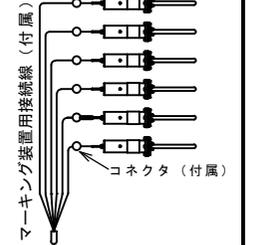
LED浮標灯器 (Ⅲ型赤) (官給)



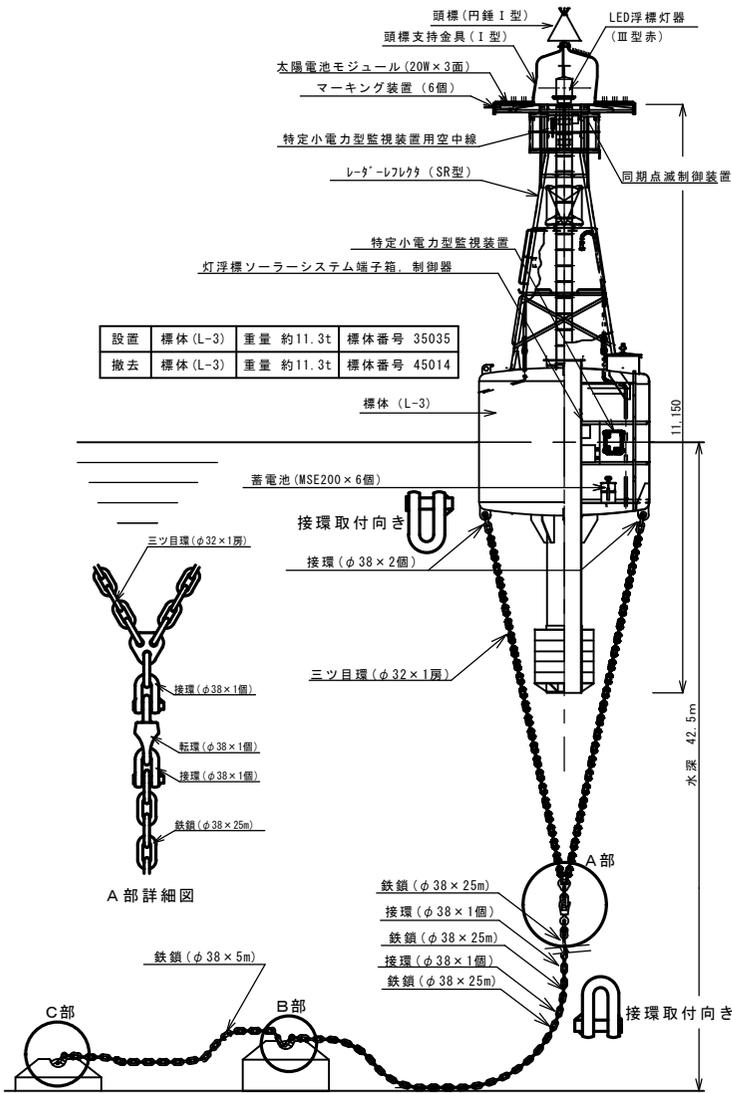
特定小電力型監視装置 (KUD-2) 通信用空中線 (再使用)



マーキング装置6個 (官給)



防水形接続箱 三信船舶電具㈱ 1N-PN相用品 (調達)



設置	標体 (L-3)	重量 約11.3t	標体番号 35035
撤去	標体 (L-3)	重量 約11.3t	標体番号 45014

A部詳細図

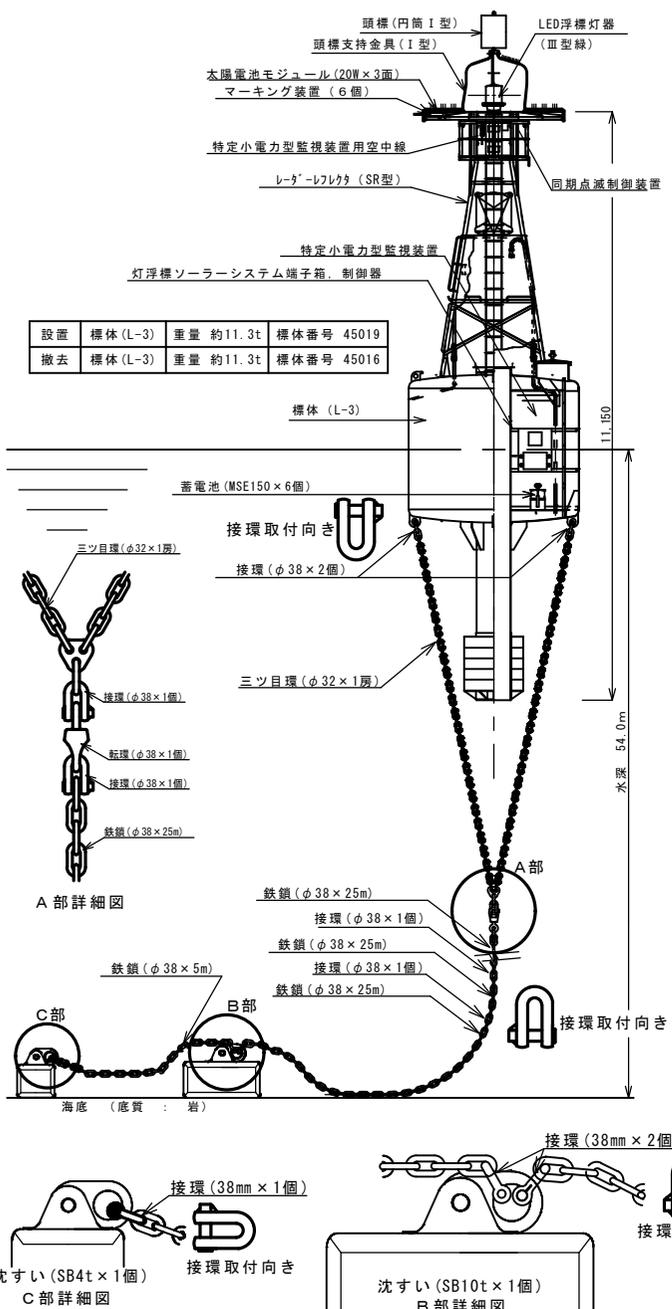
鉄鎖 (φ38×25m)

接環 (φ38×1個)

設置図 S=1/100

沈すい (FC4t×1個) C部詳細図

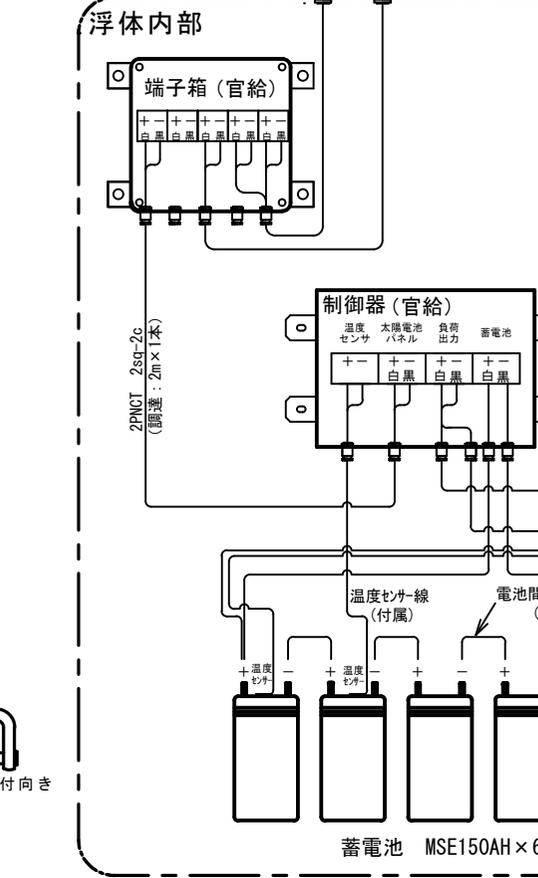
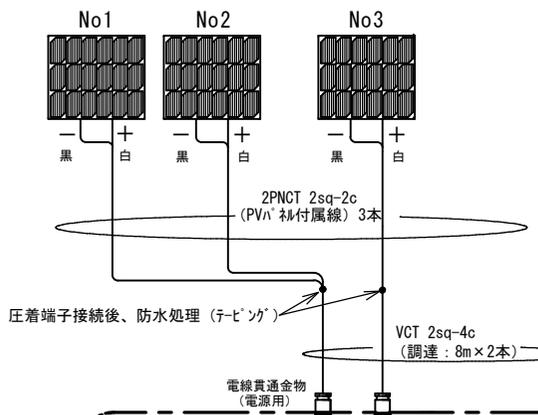
沈すい (FC10t×1個) B部詳細図



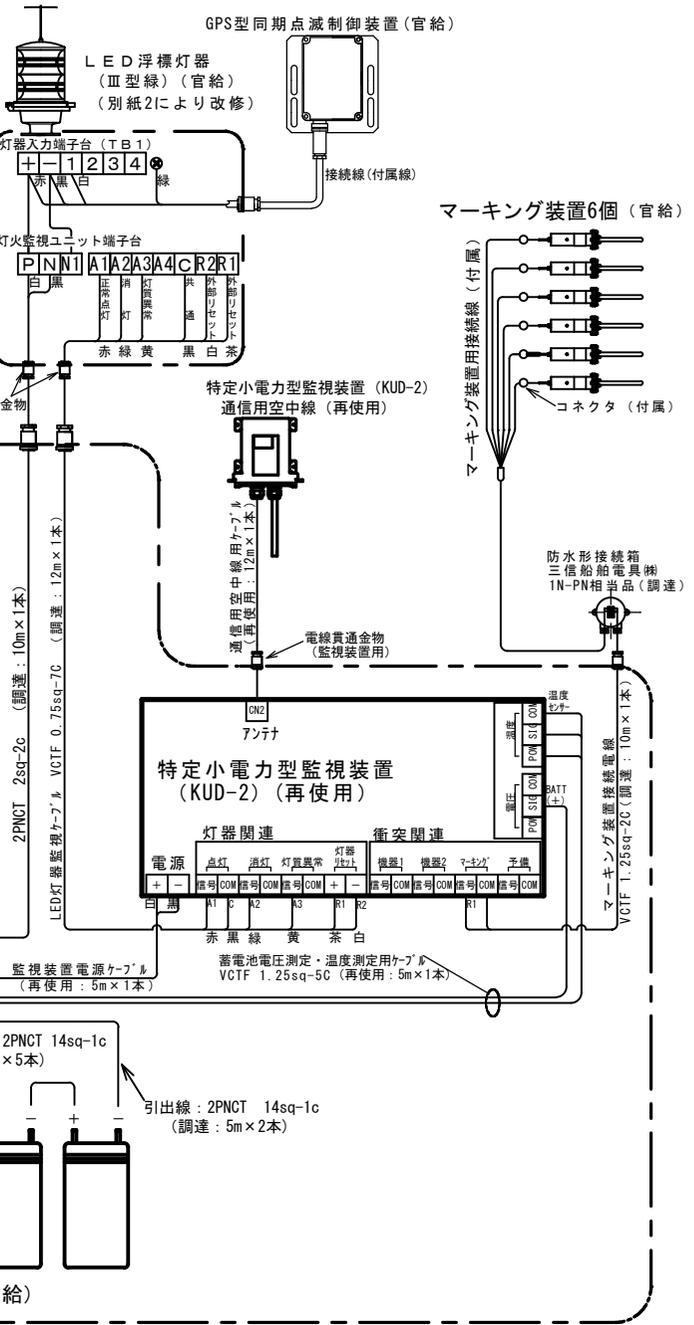
設置	標体(L-3)	重量 約11.3t	標体番号 45019
撤去	標体(L-3)	重量 約11.3t	標体番号 45016

設置図 S=1/100

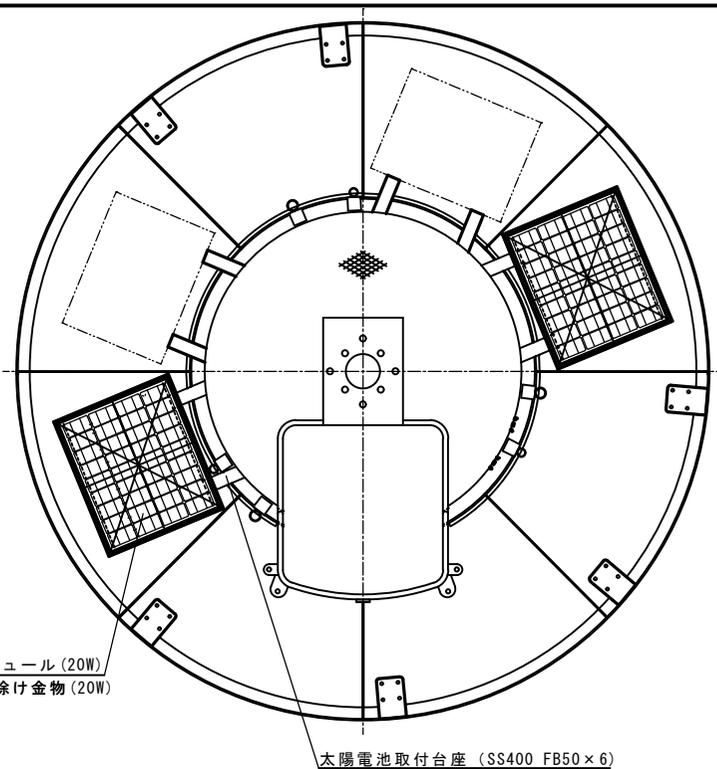
太陽電池モジュール20W 3面 (官給)



機器間配線図



電線の各部固定は、結束バンド(耐候性)により体裁よく確実に行う。  
電線は、白(+)プラス、黒(-)マイナスを標準とする。  
各端子への接続は、ケーブルに適合する圧着端子を用いて確実に実施すること。  
結線確認後、監督職員の指示に従い通電し、動作試験を実施し正常に機能することを確認すること。

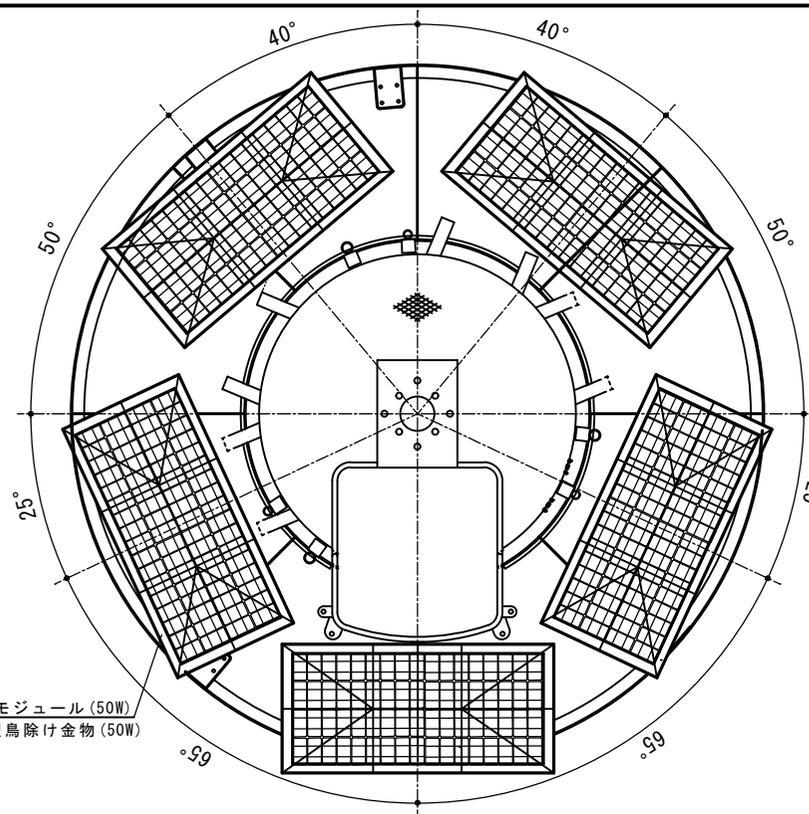


太陽電池モジュール (20W)  
ピラミッド型鳥除け金物 (20W)

太陽電池取付台座 (SS400 FB50×6)

太陽電池モジュール(20W)取付平面図 S=1/20

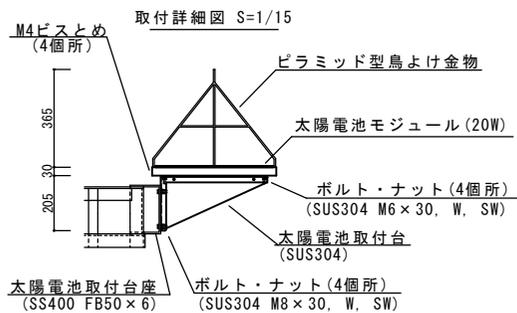
※太陽電池モジュールの取付数量は特記仕様書による。  
図は取付数量2個の場合。



太陽電池モジュール (50W)  
ピラミッド型鳥除け金物 (50W)

太陽電池モジュール(50W)取付平面図 S=1/20

※太陽電池モジュールの取付数量は特記仕様書による。  
図は取付数量5個の場合。

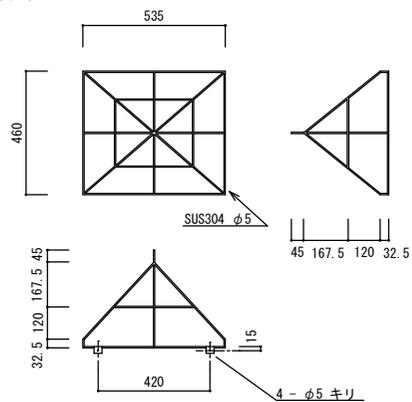


取付詳細図 S=1/15

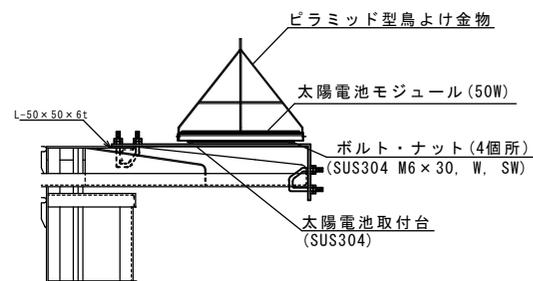
太陽電池取付台座 (SS400 FB50×6)

ボルト・ナット (4箇所)  
(SUS304 M8×30, W, SW)

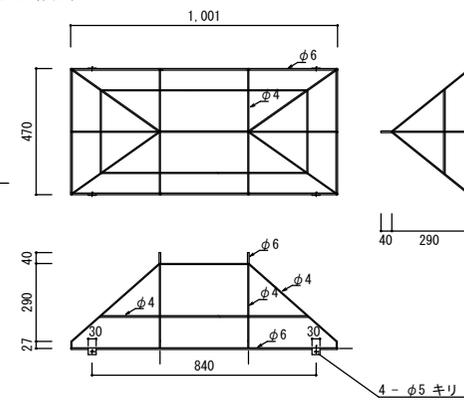
太陽電池モジュール (20W) 取付図 S=1/20



ピラミッド型鳥除け金物 (20W) 姿図 S=1/20

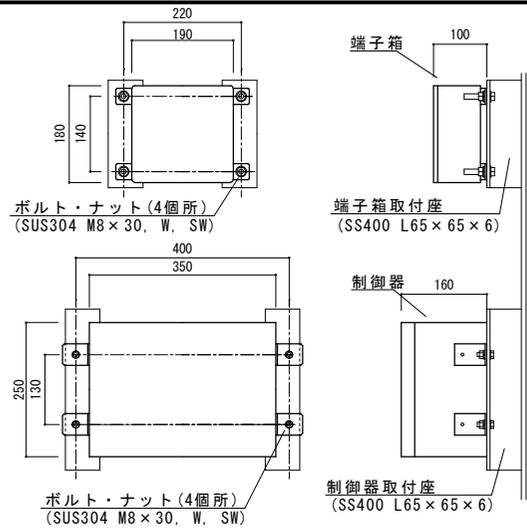


太陽電池モジュール (50W) 取付図 S=1/20

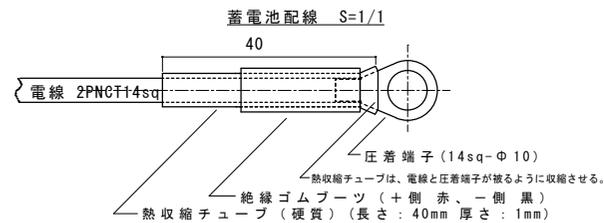


ピラミッド型鳥除け金物 (50W) 姿図 S=1/20

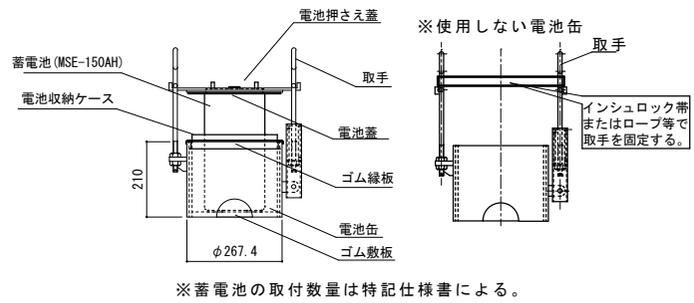
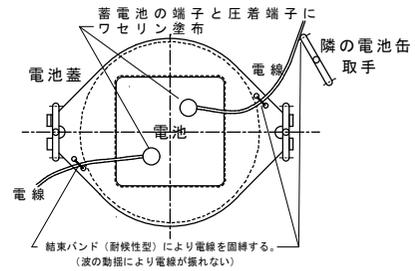
令和6年度	件名 伊勢湾第二号灯浮標ほか2基交換工事 (整備)	標識名称 共通	図番 7/11	図名 機器取付図1	縮尺 図示 (A3版)	第四管区海上保安本部交通部整備課	作成 令和6年8月	備考
-------	------------------------------	------------	------------	--------------	----------------	------------------	--------------	----



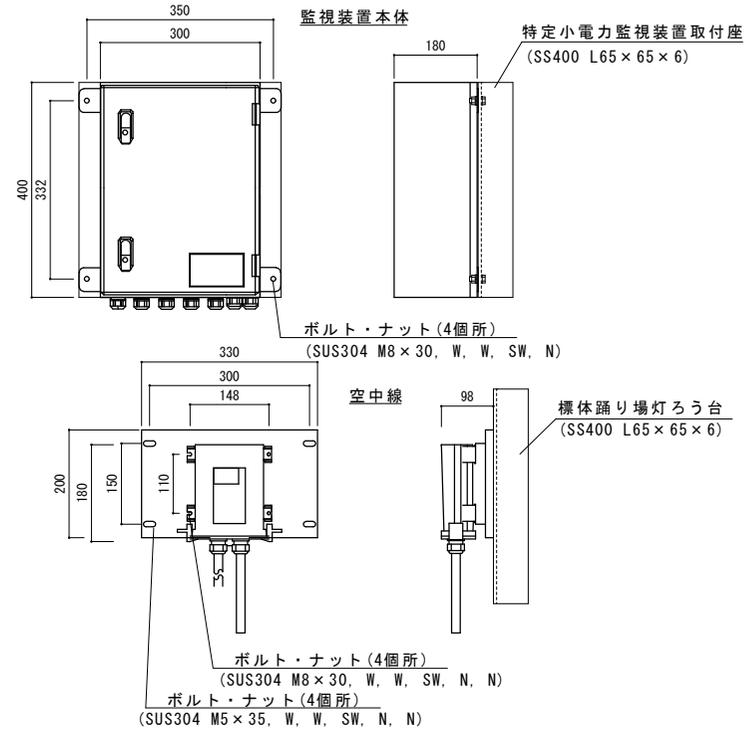
灯浮標ソーラーシステム  
制御箱・端子箱 S=1/10



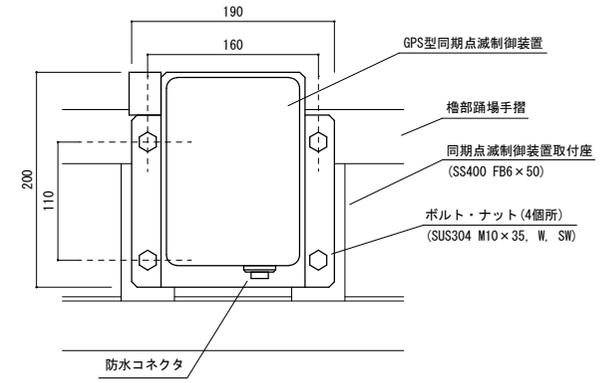
蓄電池の電池缶取付の際の処理 S=1/6



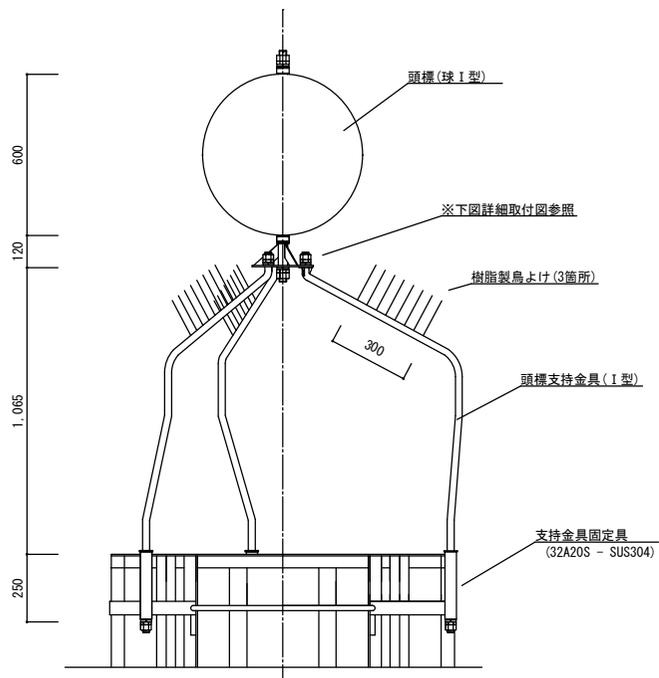
蓄電池取付図 S=1/15



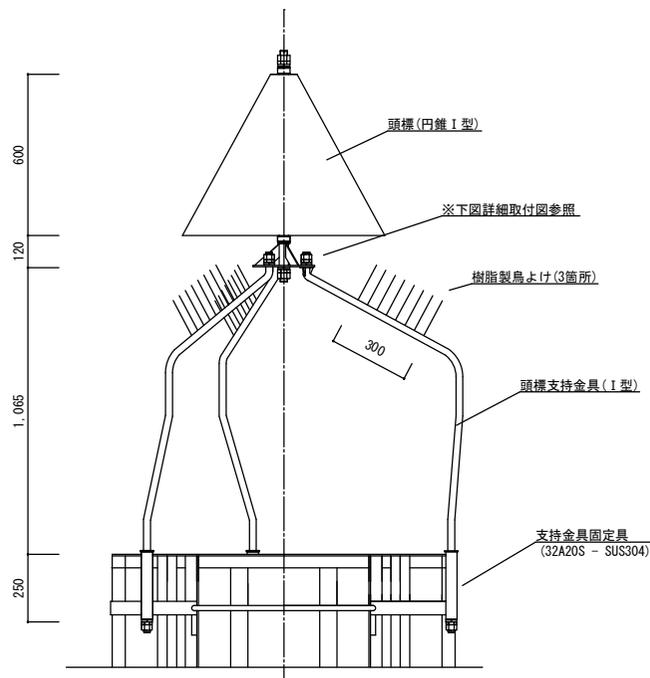
特定小電力型監視装置 S=1/10



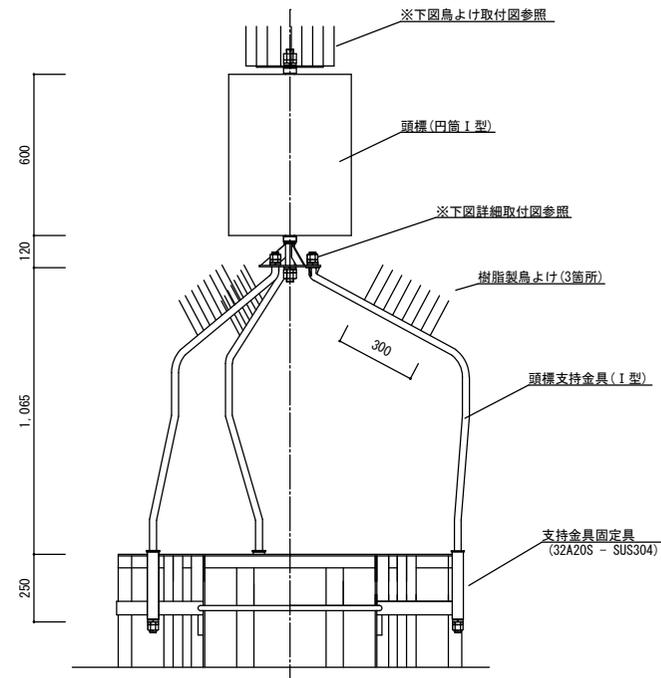
GPS型同期点減制御装置取付図 S=1/5



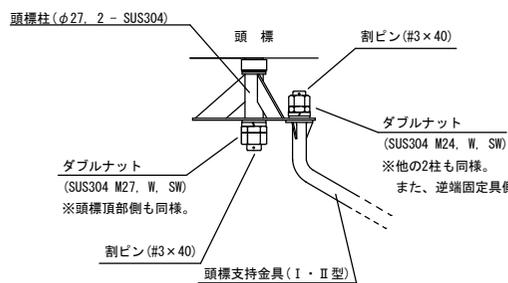
頭標 (球 I 型) 取付図 S=1/20



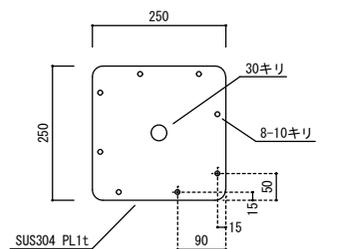
頭標 (円錐 I 型) 取付図 S=1/20



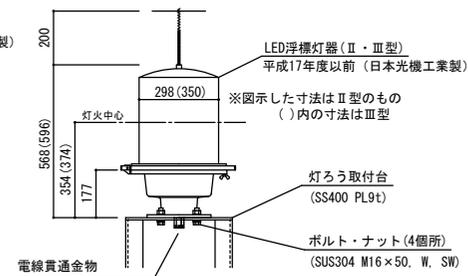
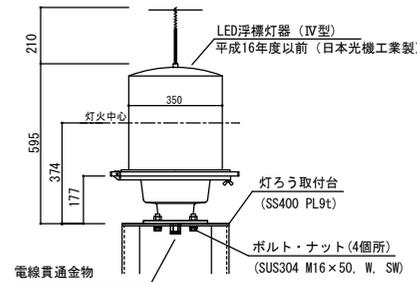
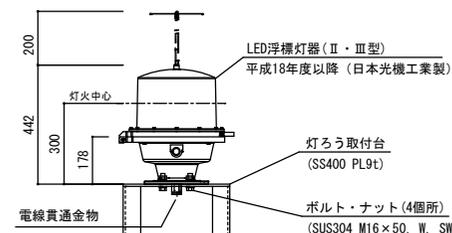
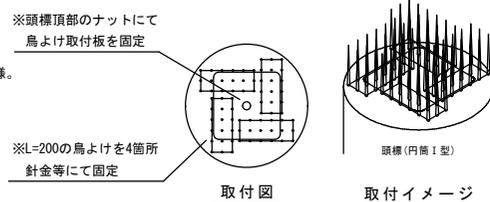
頭標 (円筒 I 型) 取付図 S=1/20



頭標取付詳細図 S=1/10

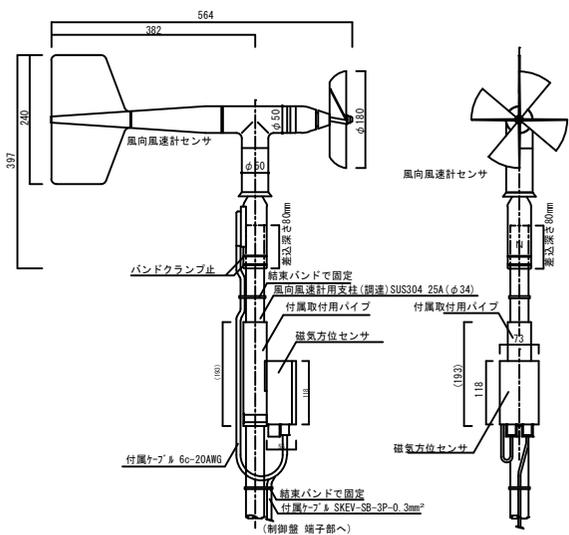


鳥よけ取付板 (調達) 詳細図 S=1/10

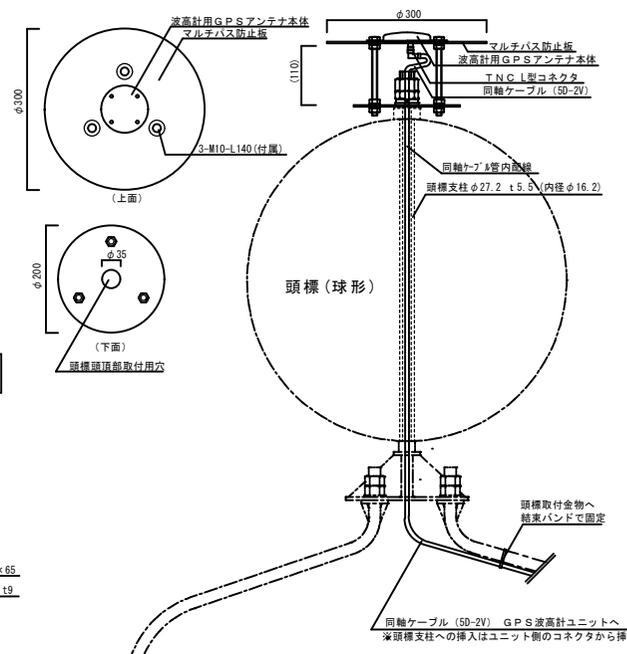


LED浮標灯器 (II, III, IV 型) 取付標準図 S=1/20

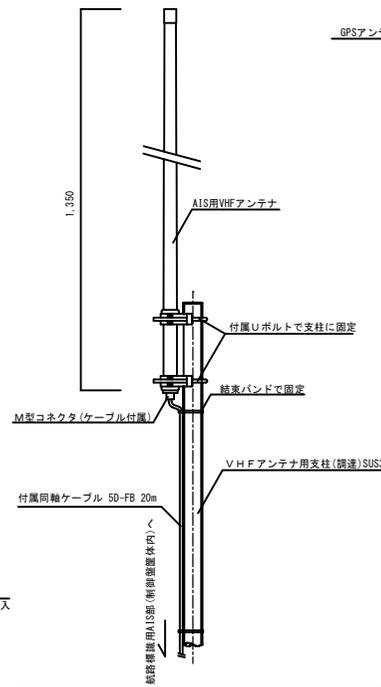
令和6年度	伊勢湾第二号灯浮標ほか2基交換工事 (整備)	標識名称 共通	図番 9/11	図名 機器取付図3	縮尺 図示 (A3版)	第四管区海上保安本部交通部整備課	作図 令和6年8月	備考
-------	------------------------	------------	------------	--------------	----------------	------------------	--------------	----



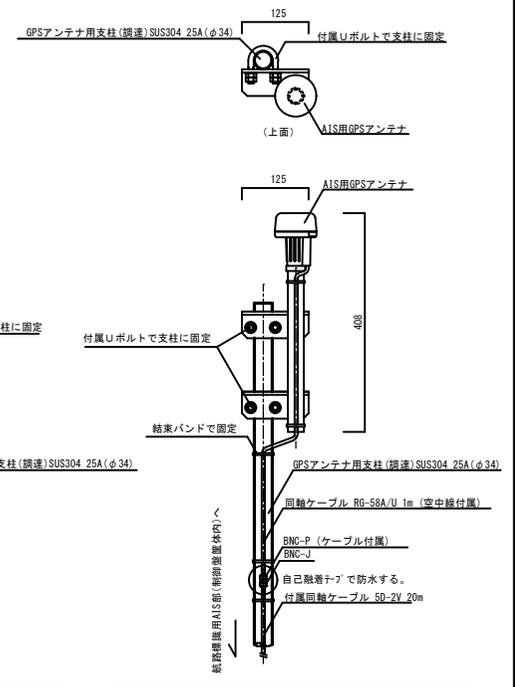
取付詳細図 (風向風速計センサー, 磁気方位センサー) S=1/10



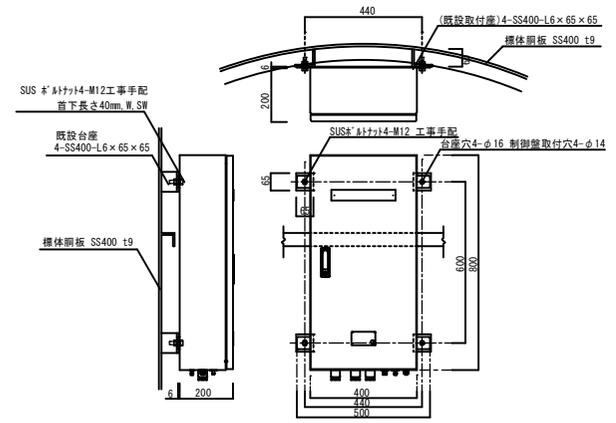
取付詳細図 波高計用GPSアンテナ S=1/10



取付詳細図 AIS用VHFアンテナ S=1/10



取付詳細図 AIS用GPSアンテナ S=1/10



制御盤 (筐体) 取付詳細図 S=1/20

令和6年度	伊勢湾第二号灯浮標ほか2基交換工事 (整備)	標機名称	伊勢湾第二号灯浮標	図番	10/11	図名	機器取付図4	縮尺	図示 (A3版)	作成	第四管区海上保安本部交通部整備課	備考	令和6年8月
-------	------------------------	------	-----------	----	-------	----	--------	----	----------	----	------------------	----	--------

